

豊明市地域防災計画

(素案)

平成27年1月

豊明市

第1編 総則・災害予防計画

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の目的・方針	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の性格及び基本方針	1
第3 計画の構成	2
第4 計画の推進・見直し	2
第2節 豊明市の特質と災害要因	3
第1 自然的条件	3
第2 社会的条件	3
第3 既往灾害	4
第3節 被害想定	5
第1 地震被害想定	5
第2 浸水想定、重要水防箇所	6
第3 土砂災害危険箇所・区域	6
第4節 基本理念及び重点事項	7
第1 防災の基本理念	7
第2 重点を置くべき事項	8
第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	9
第1 実施責任	9
第2 処理すべき事務又は業務の大綱	10

第2章 災害予防計画

第1節 防災協働社会の形成推進	21
第1 防災協働社会の形成推進	21
第2 自主防災組織・ボランティアとの連携	22
第3 企業防災の促進	24
第2節 防災訓練及び防災意識の向上	25
第1 防災訓練	25
第2 防災意識の啓発・広報	26
第3 防災教育	27
第4 防災意識調査及び災害相談対応	28
第3節 活動体制・救援体制の整備	29
第1 広域応援体制の整備	29
第2 緊急輸送体制の整備	30
第3 応急給水体制の整備	31
第4 食料・生活物資等の確保体制の整備	31
第5 災害医療・保健体制の整備	31
第6 災害廃棄物処理体制の整備	32

第4節 建築物等の安全化	34
第1 建築物の耐震化促進	34
第2 交通・ライフライン関係施設等の整備	36
第3 文化財の保護	42
第5節 都市の防災性能の向上	43
第1 マスタープラン等の策定	43
第2 防災上重要な都市施設の整備	43
第3 建築物の不燃化の促進	44
第4 市街地の面的な整備・改善	44
第6節 地盤災害の予防	45
第1 土地利用の適正誘導	45
第2 液状化対策の推進	45
第3 宅地造成の規制誘導	45
第4 宅地耐震化の推進	46
第5 被災宅地危険度判定の体制整備	46
第7節 防災施設等の整備	47
第1 防災施設・設備及び災害用資機材の整備	47
第2 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	48
第8節 火災予防・消防力の整備	49
第1 火災予防対策に関する指導	49
第2 消防力の整備強化	49
第9節 避難者・要配慮者・帰宅困難者対策	50
第1 緊急避難場所の指定・整備	50
第2 避難所の指定・整備	51
第3 避難道路の確保と交通規制計画	52
第4 避難に関する広報	52
第5 避難計画の策定	52
第6 要配慮者の安全確保対策	53
第7 帰宅困難者支援体制の整備	55
第10節 災害調査等の推進	56
第11節 風水害予防	57
第1 都市排水対策	57
第2 河川防災対策	58
第3 土砂災害防止対策	59
第4 農地防災対策	59
第12節 大規模事故予防	60
第1 鉄道灾害対策	60
第2 道路灾害対策	60
第3 危険物及び毒物劇物取扱施設防災計画	60
第13節 原子力災害予防	62
第1 放射性物質災害予防	62
第2 原子力災害予防	63

第1章 総 則

第1節 計画の目的・方針

第1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な災害に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から守ることを最大の目的とするものである。

第2 計画の性格及び基本方針

1 災害対策基本法に基づく地域防災計画

- (1) この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき作成する地域防災計画であり、大規模な災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) 市民の生命、身体及び財産を守るため、各防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (3) 市防災会議は、豊明市地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 災害対策基本法に基づく地区防災計画

本市域の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）から提案があった場合、市防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

3 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画

本市は、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第3条第1項に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定されており、同法第6条第1項に基づき次の事項を本計画に定める。

- ア 地震防災応急対策に係る措置に関する事項
- イ 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- ウ 東海地震に係る防災訓練に関する事項
- エ 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

なお、上記アは地震災害対策計画の「東海地震に関する事前対策計画」に定め、その他は本編の「災害予防計画」に定める。

4 東南海・南海地震防災対策推進計画

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）第3条第1項に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されており、同法5条第1項に基づき次の事項を本計画に定める。

第1章 総則

- ア 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
 - イ 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
 - ウ 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
 - エ 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
- なお、これらの事項は地震災害対策計画編「南海トラフ地震防災対策推進計画」に定める

第3 計画の構成

この計画の構成と内容は、次のとおりである。

構 成	主な内容
第1編 総則・災害予防計画	災害対策の基本事項、災害の発生に備えた予防措置等
第2編 地震災害対策計画	大規模地震発生時の応急対策等
第3編 風水害等災害対策計画	風水害の警戒、風水害又は大規模事故災害発生時の応急対策等
第4編 災害復旧・復興計画	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策等
資料編	上記に関連する資料、様式等

第4 計画の推進・見直し

本計画は、豊明市の防災に関する総合的な計画であり、これを確実に実行していく必要がある。また、防災計画は実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要がある。

このため、市防災会議は、本計画の実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要事項や課題を把握し、又は審議し、これを本計画に的確に反映させていく。

また、多様な主体の意見を反映できるよう、防災計画の検討段階から、女性、自主防災組織、災害時要援護者の参画を促進する。

第2節 豊明市の特質と災害要因

第1 自然的条件

1 位置

本市は愛知県の中央部よりやや西寄りに位置し、尾張と三河を分ける境川に市の東端が位置している。名古屋市中心部からの距離は概ね 10~15 km の間にあり、30 分の通勤、通学圏に位置している。

また、三市一町と接しており、刈谷市との間が境川で分けられているほかは、特に目立った地形的境界はみられない。

2 地形

本市の地形は北東部から南西部にかけて伸びる標高 50m~70m の丘陵地帯と、境川に沿った中・低位の段丘群（標高 5 m~15 m）、中小河川によってもたらされた沖積低地の 3 つの部分から成り立っている。

近年市域は著しく土地改変が進み、地形は人為的に大きく変化している。市北部から西部にかけての丘陵地の山林は、人為的に改変され宅地開発が進んでいる。

また、かつて丘陵地内の低地や池であった場所は埋め立てられ、宅地や学校となっている場所もある。これらの場所は地盤が悪いため地震時には災害を受けやすい。

3 地質

本市は丘陵と低い台地、そして境川とその支流に沿って発達する低地からなる。丘陵地は新第三紀鮮新世の矢田川累層より構成される。台地は、第四紀更新世（洪積世）の地盤から構成され中位段丘から低位段丘が分布する。低地には第四紀完新世（沖積世）の氾濫平野堆積物や谷底堆積物などが分布する。

4 気象

本市を含む濃尾平野地域の気象は東海型気候区に属し、冬の少雨と夏の高湿、台風時の多雨で特徴づけられる。

年平均気温は約 16°C、月平均気温が一年間で最も高い月は 8 月（約 28°C）、最も低い月は 1 月（約 4°C）で、その差は 24°C である。

年間平均降水量は約 1,600 mm で、全国平均と比べるとやや少ない。毎月では 11 月～2 月にかけて降水量が少なく、6 月～9 月の 4 カ月が最も多い。この 4 カ月間が年間降水量の約 6 割～7 割を占める。また、3 月の降水量は 2 月に比べて増加し、低気圧が日本付近を通過しやすくなることに伴って比較的まとまった降雨がみられるためである。

第2 社会的条件

1 人口

本市の人口は昭和 35 年から急激に増加し、昭和 45 年から昭和 55 年の間には倍増に近い伸びを示し、県内でも最高の伸び率であった。これは名古屋市圏のベットタウンとしての住宅団

第1章 総則

地造成が盛んに行われたことによる。

人口倍増期を過ぎた昭和55年以降も毎年一定程度の人口の増加がみられる。

(1) 年齢別人口

人口統計によると年少人口は年々減少傾向を示している。一方、老人人口は増加傾向を示し、高年齢化が進展することが予測される。

(2) 流入・流出人口

流入人口の比較では、流出人口が流入人口を上回る。このため昼夜間人口は昼間人口が少ないといえる。この傾向は、今後も続くと予測される。

(3) 人口の分布

本市の人口密度は、二村台で最も高く、次いで新栄町、三崎町及び新田町が高くなっています。市域の中央部で高く周辺部で低い状況である。

第3 既往災害

1 水害

本市域では、境川・若王子川・正戸川・皆瀬川の破堤等の外水氾濫により過去に大きな被害を受けている。

市域を流れる境川及び支川は、河底が浅い（境川は天井川となっている）こともあります。出水時には氾濫しやすい状況にある。

近年では平成12年9月に発生した東海豪雨（1時間雨量74.5mm、総雨量453.5mmと通常の年間総雨量の約1／3に相当する降雨量を観測）により、正戸川、皆瀬川で破堤、また井堰川等では護岸崩壊も発生し、多数の床上、床下浸水等の被害を受けた。

内水氾濫は、台風や豪雨時にたびたび発生している。氾濫平野において発生する場合や、丘陵地間の谷底平野に発生する場合がある。

河川改修により氾濫の危険度が下がった地区もあるが、水害履歴のある場所や重要水防箇所を中心に点検整備を進めていく必要がある。

危険度の高い地区（水害履歴の確認されている地区）は次のような地域である。

- ア 境川、井堰川、正戸川周辺の氾濫平野
- イ 泛濫平野に盛土した市街地（大久伝、吉池、三崎、阿野地区）
- ウ 低位段丘（低地部との境界付近）
- エ 皆瀬川周辺の谷底平野（国道23号線高架下周辺、名鉄前後駅周辺及び上流域）
- オ 黒部川周辺の谷底平野（間米地区）
- カ 谷底平野（東沓掛地区、西沓掛地区、勅使グラウンド周辺）

2 土砂災害

台風・集中豪雨による丘陵地の斜面崩壊の記録が残されているが、規模の大きな斜面崩壊は発生していない。近年は丘陵地での宅地造成等による人工改変が広く行われているため、造成地周辺での土砂災害に留意する必要がある。

第3節 被害想定

第1 地震被害想定

市は、県の地震被害想定調査を参考に、平成25年度に豊明市地震被害予測調査を実施した。想定の概要は以下のとおりである。

1 想定地震

南海トラフで発生するプレート境界型の地震（本市に最も被害が大きくなるケース）を想定震源とし、地震の規模はマグニチュード9.0とした。

2 地震動

市内は震度6強から6弱の強い揺れとなる。特に、境川やその支流沿いの低地で揺れが強く、震源に近い市の南部の方がより強く揺れると予測された。

3 液状化

溜め池を埋めた埋立地などで液状化の可能性が大きく、境川沿いの低地で可能性が中程度、台地を刻む谷底平野で可能性が小さいと予測された。

4 建物・死者数

揺れや液状化による建物の全壊は940棟、半壊は約3千棟と予測された。また、死者は60人に上ると予測された。

■小学校区別被害一覧（建物・死者）

学区名	建物棟数 (棟)	S56年以後 建築の割合	揺れによる 建物被害(棟)		液状化による 建物被害(棟)	死者数(人)
			全壊棟数	半壊棟数		
豊明小学校	1,781	54.7%	105	340	2	7
栄小学校	3,194	58.8%	183	613	10	12
中央小学校	3,549	61.6%	241	663	11	16
沓掛小学校	2,576	65.4%	107	362	7	7
双峰小学校	936	45.3%	20	123	0	2
大宮小学校	1,594	70.9%	42	194	4	3
唐竹小学校	863	55.2%	19	104	0	1
三崎小学校	2,193	68.1%	93	315	4	6
館小学校	1,742	55.2%	90	334	2	6
合計	18,428	60.8%	900	3,048	40	60

5 避難者数

建物被害、停電、断水等による避難者（在宅避難者等を含む）は最大1万9千人、また、避難所避難者は最大1万1千人に上ると予測された。

■小学校区別被害一覧（避難者）

学区名	避難者					避難所避難者				
	当日	1日後	3日後	7日後	1ヶ月後	当日	1日後	3日後	7日後	1ヶ月後
豊明小学校	736	1,805	1,538	1,471	1,217	442	1,083	923	735	365
栄小学校	1,279	3,405	2,874	2,741	2,236	767	2,043	1,724	1,371	671
中央小学校	1,611	4,076	3,460	3,306	2,720	967	2,446	2,076	1,653	816
沓掛小学校	842	2,255	1,902	1,813	1,478	505	1,353	1,141	907	443
双峰小学校	228	1,303	1,034	967	712	137	782	620	483	214
大宮小学校	410	1,391	1,145	1,084	851	246	834	687	542	255
唐竹小学校	209	1,019	816	766	574	125	611	490	383	172
三崎小学校	746	2,135	1,788	1,701	1,371	448	1,281	1,073	851	411
館小学校	657	1,660	1,409	1,346	1,108	394	996	846	673	333
合計	6,718	19,049	15,966	15,195	12,267	4,031	11,429	9,580	7,598	3,680

第2 浸水想定、重要水防箇所

1 浸水想定

(1) 境川浸水想定区域

水防法に基づき、境川の洪水予報区間（井堰川合流点から下流）に 100 年に一回程度の大河（流域全体に 24 時間雨量 475mm、ピーク時 1 時間に 74mm の降雨）が発生し、境川が氾濫した場合の浸水想定区域が指定されている。

これによると、市南東部の低地一帯が浸水し、特に境川、正戸川及び国道 1 号に囲まれた範囲では 2 m～5 m の浸水深が予測されている。

(2) 境川流域都市浸水想定区域

特定都市河川浸水被害対策法に基づく境川・猿渡川流域水害対策計画において定められた浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（年超過確率 1/5～1/10）が生じた場合に浸水が想定される区域が指定されている。

これによると市内各所に局地的な浸水区域が散在し、沓掛中付近と境川と若王子川の合流部付近では 1m 以上の浸水深となっている。

2 重要水防箇所

水防計画による水防活動の重点箇所となる重要水防箇所は、天王川と皆瀬川にそれぞれ 1 箇所存在する。

第3 土砂災害危険箇所・区域

市内には、砂防事業の基礎調査で把握された急傾斜地崩壊危険箇所が 15 箇所存在する。

このうち 1 箇所は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている。

第4節 基本理念及び重点事項

第1 防災の基本理念

本市において、防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

また、現在、南海トラフ全域で30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率が70%程度と予測されており、巨大地震がいつ発生してもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備える必要がある。

このため、市及び各防災関係機関は、「第3節 被害想定」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進める必要がある。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくことが重要である。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりとする。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2 重点を置くべき事項

防災基本計画、愛知県地域防災計画及び「第3節 被害想定」を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 摺れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進する。

また、上下水道、道路、鉄道、河川、ため池等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、緊急輸送を確保する観点から整備を促進すること。

2 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、他市町村との相互支援体制を構築すること。

また、市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

3 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災者への物資の円滑な供給のため、被災地区のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地区に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成・公表、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた屋内での待避等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。

5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。

6 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

7 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と市が連携して住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、住民、事業者等は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

第1 実施責任

1 市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、市長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、警戒宣言発令時及び災害時には、応急措置を実施する。

また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。) の収集伝達を行う。
- (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- (3) 災害広報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。) を行う。
- (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。
- (6) 避難の勧告、指示を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (9) 消防活動及び浸水対策活動を行う。
- (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (12) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (13) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- (14) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (15) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
- (16) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (17) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (18) 被災建築物・宅地の危険度判定等を行う。
- (19) 東海地震注意情報が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。

2 県(尾張県民事務所、尾張建設事務所、尾張農林水産事務所、瀬戸保健所)

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。) の収集伝達を行う。
- (2) 災害広報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。) を行う。
- (3) 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- (4) 地震防災応急対策について、市町村長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示を行う。
- (5) 避難の勧告、指示を代行することができる。
- (6) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (8) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (9) 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。
- (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (12) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (13) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- (14) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- (15) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせんを行う。

- (16) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (17) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- (18) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (19) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
- (20) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (21) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (22) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。
- (23) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の建設を行う。
- (24) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。
- (25) 東海地震注意情報が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
- (26) 名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。
- (27) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示及び調整を行う。
- (28) 県が管理する河川について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、配水調整を行う。

3 県警察（愛知警察署）

- (1) 災害時又は警戒宣言発令時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関する thingを行う。
- (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
- (3) 津波に関する予警報の伝達を行う。
- (4) 被害実態の早期把握と情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関する情報等を含む。）の伝達を行う。
- (5) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- (6) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- (7) 人命救助を行う。
- (8) 行方不明者の捜索及び死体の検視を行う。
- (9) 災害時又は警戒宣言発令時等における交通秩序の保持を行う。
- (10) 警察広報を行う。
- (11) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。
- (12) 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力をを行う。
- (13) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
- (14) 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う

4 指定地方行政機関

- (1) 東海財務局
 - ア 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るうえからできるだけ早期に災害復旧事業を実施することができるようとする。

第1章 総則

- イ 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。
- ウ 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。
- エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。
- オ 災害が発生した場合における応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。

(2) 東海農政局

- ア 農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。
- イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。
- ウ 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。
- エ 被災地における農作物等の病害虫防除に関する応急措置について指導を行う。
- オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
- カ 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- キ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
- ク 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- ケ 応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。
- コ 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売り業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。
- サ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。
- シ 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。

(3) 中部運輸局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- イ 鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
- ウ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
- エ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- オ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
- カ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
- キ 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。

(4) 名古屋地方気象台

- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表をする。
- イ 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整

備に努める。

- ウ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。
- エ 境川・逢妻川について愛知県と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。
- オ 愛知県と共同して土砂災害警戒情報を発表する。
- カ 市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行う。
- キ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。
- ク 県や市、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。

(5) 愛知労働局

- ア 被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。
- イ 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
- ウ 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
- エ 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。
- オ 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。
- カ 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。
- キ 被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。
- ク 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の4.5割～8割に相当する額）の支給を行う。

(6) 中部地方整備局

- ア 災害予防
 - (ア) 降雨、河川水位などについて観測する。
 - (イ) 災害発生後の応急復旧を円滑に進めるため災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。
 - (ウ) 防災訓練は、簡易画像伝送システム等による被災調査報告等の機動力を生かした実践的な方法をもって実施する。
 - (エ) 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。
 - (オ) 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。

第1章 総則

イ 初動対応

情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。

ウ 応急復旧

- (ア) 災害が発生した場合又はおそれのある場合、必要な体制を整え所掌事務を実施する。
- (イ) 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。
- (ウ) 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。
- (エ) 災害発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。
- (オ) 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地支援のため出動させる。

5 自衛隊

(1) 災害派遣の準備

- ア 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。
- イ 災害派遣計画を作成する。
- ウ 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。

(2) 東海地震注意情報の発表に伴う措置

- ア 師団司令部に指揮所を開設する。
- イ 各部隊は災害派遣準備に着手する。
- ウ 連絡班及び偵察班の派遣を準備する。
- エ 航空機の一部を守山駐屯地等に移動し、指揮・連絡活動を実施する。

(3) 警戒宣言が発せられたときの措置

- ア 非常勤務態勢に移行し、全力をもって災害派遣準備を促進する。
- イ 北陸及び滋賀県所在部隊を東海地区へ集中する。
- ウ 所要の航空機を小牧基地に移動し、必要に応じ航空偵察を実施する。
- エ 愛知県地震災害警戒本部（状況により他の機関）へ連絡班（連絡幹部）を派遣する。

(4) 発災後の対処

- ア 即時救援活動
 - 人命救助を最優先して救援活動を実施する。
- イ 応急救援活動方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。
- ウ 方面隊による本格対処方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。

6 指定公共機関

(1) 日本銀行

災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、次の措置をとる。

- ア 金融機関の手許現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。
- イ 被災金融機関に早急な営業開始を要請するとともに、必要に応じ金融機関相互間の申

- 合せ等により営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。
- ウ 金融機関相互間の申合せにより次の措置を実施するよう要請する。
- (ア) 罹災者の預貯金について、実情に即する簡易な確認方法による払戻し及び定期預金等の期限前解約
- (イ) 手形交換については、交換開始時刻、交換戻済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日までの罹災関係手形等に対する不渡処分の猶予並びに不可抗力により支払期日の経過した手形の交換持出の容認
- (ウ) 災害関係融資について実情に即した措置
- エ 損傷銀行券及び貨幣の引換のための必要な措置をとる。
- オ 国債を滅紛失した顧客に対し、日本銀行名古屋支店及び最寄りの日本銀行代理店は相談に応じる。
- カ 日本銀行代理店及び取引官庁との連絡を密にし、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置をとる。
- キ 上記措置については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。
- (2) 日本赤十字社（愛知県支部）
- ア 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検を行う。
- イ 医療、助産、死体の処理(一時保存を除く。)の業務を行う。
- ウ 血液製剤の確保と供給を行う。
- エ 日頃から備蓄してある赤十字救援物資(毛布、緊急セット、お見舞い品セット等)を被災者のニーズに応じて配分する。
- オ 義援金の受付と配分を行う。なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。
- (3) 日本放送協会（名古屋放送局）
- ア 気象等予警報及び被害状況等の報道を行う。
- イ 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。
- ウ 放送施設の保守を行う。
- (4) 中日本高速道路(株)
- 高速自動車国道、伊勢湾岸自動車道（一般有料道路区間）の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。
- (5) 西日本電信電話(株)
- ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。
- ウ 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- エ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- オ 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- カ 気象等警報を市町村へ連絡する。
- キ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。
- (6) 日本郵便(株)、豊明郵便局
- 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。
- また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特

第1章 総則

別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
- イ 被災者が差し出す郵便局の料金免除を実施するものとする。
- ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
- エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

(7) 東邦瓦斯(株)

- ア ガス施設の災害予防措置を講ずる。
- イ 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

(8) 日本通運(株)

- 災害応急活動のため、各機関からの車両借上げ要請に対して配車する。

(9) 中部電力(株)

- ア 電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。
- イ 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。

(10) KDDI(株)

- ア 災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。
- イ 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- ウ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

(11) (株)NTTドコモ

- ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- イ 災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。
- ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- エ 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- オ 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

7 指定地方公共機関

(1) 愛知県土地改良事業団体連合会

土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。

(2) (一社)愛知県トラック協会

- ア 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。
- イ 災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対し配車を実施する。

(3) 名古屋鉄道(株)

- ア 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土、電気施設その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。
- イ 警戒宣言時の正確かつ迅速な伝達を行う。

- ウ 地震災害警戒本部等を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。
 - エ 旅客の避難、誘導及び救助に努める。
 - オ 列車の運転規制を行う。
 - カ 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。
 - キ 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送を行う。
 - ク 対策本部は、運転再開に当たり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。
- (4) 各民間放送会社、新聞社
日本放送協会に準ずる。
- (5) (公社)愛知県医師会（東名古屋豊明市医師会）
ア 医療及び助産活動に協力する。
イ 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- (6) (一社)愛知県歯科医師会（愛豊歯科医師会豊明支部）
ア 歯科保健医療活動に協力する。
イ 身元確認活動に協力する。
- (7) (一社)愛知県薬剤医師会（豊明市薬剤師会）
ア 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
イ 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
- (8) (公社)愛知県看護協会
看護活動に協力する。
- (9) (一社)愛知県L Pガス協会
ア L Pガス設備の災害予防措置を講ずる。
イ 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。

8 一部事務組合

- (1) 愛知中部水道企業団
ア 水道施設の災害予防措置を講ずる。
イ 東海地震注意情報が発表されたときは、企業団庁舎に対策本部を設置し、地震防災、応急対策の円滑な推進を図る。
ウ 発災後は、水道施設（水源井、配水池、配水管等）の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。
- (2) 東部知多衛生組合
事務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 産業経済団体
あいち尾東農業協同組合、豊明市商工会、愛石商豊明市協組は、被害調査を行い、対策指導並びに必要資機材及び融資のあっせんについて協力する。
- (2) 文化、厚生、社会団体
豊明市社会福祉協議会、豊明市国際交流協会、豊明市連合婦人会、日赤豊明市地区奉仕団、青年団等は、被災者の救助活動、義援金品の募集等について協力する。
- (3) 危険物施設の管理者

第1章 総則

豊明市危険物安全協会、危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

(4) 建設関係団体

豊明建設業協会、愛知県名古屋電気工事協力会、豊明市指定上水道工事店、豊明市指定下水道工事店等は、建築・土木関係の応急対策・復旧業務等について協力する。

(5) その他重要な施設の管理者

中部ケーブルネットワーク(株)、愛知県学校給食総合センター、日本中央競馬会（中京競馬場）その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第2章 災害予防計画

第1節 防災協働社会の形成推進

■市民・自主防災組織の役割

- 自然災害からの安全・安心を得るために行政等の公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みの構築に努める。
- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- 被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するため、平素から自主防災組織を育成し、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等の組織的な活動体制の整備を促進する。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（以下「BCP」という。）の策定に取り組むなど、予防対策に努める。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 防災協働社会の形成推進	総務防災課、市民協働課
第2 自主防災組織・ボランティアとの連携	総務防災課、社会福祉課、消防本部、豊明市社会福祉協議会
第3 企業防災の促進	総務防災課、産業振興課

第1 防災協働社会の形成推進

1 防災協働社会の形成推進

市は県と連携し、防災協働社会の形成に向けた次の対策を推進する。

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や県民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施する。

(2) 災害被害の軽減に向けた取組み

様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図る。

(3) 業務継続計画の策定

激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努める。

また、計画の策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、

第2章 災害予防計画

計画の定着や改訂などを行う。

(4) 愛知県地震防災推進条例等の普及

愛知県地震防災推進条例に基づく「県、市、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成」及び県が定める県民の責務（下記参照）の普及に努める。

■県民の責務

- ① 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動する。
- ② いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進するよう地域での働きかけ等に努める。
- ③ 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努める。

2 住民及び事業者による地区防災活動の推進

(1) 地区防災活動の普及

市は自主防災組織連合会と連携し、市内の各地区における次の防災活動の普及を促進する。

- ア 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。
- イ 必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携した防災活動を行う。

(2) 地区防災計画の普及

市は、各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

第2 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 自主防災組織の推進

(1) 自主防災組織の育成等

ア 自主防災組織の設置・育成

県及び市（総務防災課）は、自主防災組織設置推進要綱（昭和49年愛知県防災会議決定）に基づき、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努め、また、女性の参画の促進に努める。

イ 自主防災組織等のネットワーク化の推進

市（総務防災課、消防本部）は、日ごろから地域の防災関係者の連携を重視し、自主防災組織、防災関係団体等のネットワーク化の推進に努める。

特に、自主防災組織が消防団、企業、学校、防災ボランティア団体などの防災関係団体と顔の見える関係を構築するための防災訓練等の支援に努める。

ウ 自主防災活動の促進

市（総務防災課）は自主防災組織連合会と連携し、自主防災組織が地区の実情に応じて平常時、警戒宣言発令時及び災害発生時において効果的に防災活動を行えるように必要な支援、指導に努める。

(2) 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

ア 防災リーダーの養成

県及び市（総務防災課）は、地区の防災活動の中心組織として情報の収集や伝達・発信を行うための知識や防災活動の技術を習得したリーダーの養成に努める。

イ 防災リーダーのネットワーク化の推進

県及び市（総務防災課）は、防災リーダーが、各々の地区における自主防災活動の展開を支援できるように、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、県は、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるように啓発用資機材などを整備し、市はこれらを積極的に活用する。

2 ボランティアの育成等

市（社会福祉課）及び市社会福祉協議会は、防災ボランティアの育成やボランティア活動の環境整備を推進する。

(1) ボランティア受入体制の整備

あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。

また、防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(2) ボランティアコーディネーターの養成

ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努める。

また、市内のボランティアコーディネーターに対し、県が開催するコーディネートの知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修への参加を促進する。

(3) ボランティア関係団体との連携

「防災のための愛知県ボランティア連絡会」や県と同連絡会構成員が締結した「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」等を活用し、ボランティア関係団体の相互連携を促進する。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるための普及・啓発活動に努める。

特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動に努める。

第3 企業防災の促進

1 企業における措置

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動を推進する。

2 県、市及び商工団体等における措置

市（産業振興課）、県及び商工団体（豊明市商工会など）等が連携し、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（B C P）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(1) 事業継続計画（B C P）の策定促進

ア 普及啓発活動

企業防災の重要性や事業継続計画（B C P）の必要性について積極的に啓発していく。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（B C P）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市がそれぞれ策定している被害想定やハザードマップ等を普及する。

(2) 相談体制の整備

企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておく。

第2節 防災訓練及び防災意識の向上

■基本方針

- 市民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合う意識と行動を養うための防災訓練、教育、広報等を推進する。
- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に対する防災対策に市民等が取り組むには動機付け等が問題となるため、自助・共助の必要性等を適切に伝え、行動に結びつく訓練や教育の実施に努める。
- 防災訓練、教育等の実施に当たっては要配慮者に十分配慮し、地域の要配慮者の支援体制づくりを促進するほか、男女のニーズの違い等にも十分配慮する。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 防災訓練	総務防災課、学校教育課、消防本部、消防団、各防災関係機関、防災上重要施設の管理者
第2 防災意識の啓発・広報	総務防災課、県、愛知警察署
第3 防災教育	総務防災課、学校教育課、指導室、生涯学習課、各防災関係機関
第4 防災意識調査及び災害相談対応	総務防災課

第1 防災訓練

1 基礎訓練

(1) 水防訓練

市（関係各課）は市水防計画に基づき、水防活動の円滑な遂行を図るため、地域の河川状況を勘案した水防訓練を実施する。

また、必要に応じ広域洪水等を想定し、水防管理団体が連合するなど防災関係機関合同での訓練に努める。

(2) 消防訓練

市（消防本部）は、消防計画に基づく消防活動を円滑に実施するため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ大火災を想定し、他市町村や県等と合同で訓練を実施する。

(3) 避難・救助訓練

市（関係各課、消防本部）及び防災関係機関は、避難その他救助の円滑な遂行を図るために、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で避難・救助訓練を実施する。

また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、高層建築物等の防災上重要な施設にあっては、利用者等の人命保護のための避難訓練に努める。

なお、都市型水害対策訓練についても実施に努めるほか、自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練に努める。

(4) 通信訓練

市（総務防災課）及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、通信訓練を実施する。

第2章 災害予防計画

(5) 非常招集訓練

市（各課）及び防災関係機関は、各種災害を想定し勤務時間外における職員、消防団等の円滑な参集、非常配備訓練を必要に応じ実施する。

(7) 災害対策本部図上訓練

市（総務防災課）は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び支部において応急対策活動に従事する本部要員に対し、実践的な図上訓練や実際的な災害対処訓練（ロールプレイング方式等）の実施に努める。

2 総合訓練

基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同又は連携して、同一想定に基づき総合的な訓練を実施する。

市、防災関係機関、市民及び事業所等が連携して、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加及び共同訓練に努める。さらに、ボランティア団体に対しても、総合訓練への参加を求める。

3 防災関係機関の訓練

各防災関係機関は、通信の途絶等の事態を想定した情報収集・伝達、事務処理の方法、施設の応急復旧等についての訓練を適宜実施する。

市（総務防災課、消防本部）は、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

4 学校等の訓練

各学校においては、児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得る訓練を実施する。

また、学校における訓練は教育計画に位置づけて実施し、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

5 訓練の検証

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第2 防災意識の啓発・広報

1 防災意識の啓発等

(1) 防災行動の啓発

市は県と協力し、災害発生時や警戒宣言発令時等に市民が的確に判断し、行動できるよう、災害についての正しい知識、防災行動等を啓発する。

また、防災に関する様々な動向や各種データの分かりやすい発信に努める。

その他、市は県の地震体験車や災害に関するビデオなどを活用し、防災意識の啓発を推進する。

(2) 家庭内備蓄の啓発

市は、南海トラフ地震等の発生時にライフラインが長期間途絶する事態や警戒宣言が発せられた場合に食料その他生活必需品の入手が困難になる事態に備え、飲料水、食料その他の生活必需品について7日分以上の家庭内備蓄を行うよう市民等を啓発する。

また、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

2 防災に関する広報

(1) 防災パンフレット等の配布

県及び市は、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

(2) 自動車運転者に対する広報

県、市及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合又は地震が発生した場合において、運転者として適切な行動（地震災害対策計画 第2章 第8節 第2「4 自動車運転者の措置」参照）がとれるよう事前の広報に努める。

3 過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

第3 防災教育

1 学校における防災教育

各学校（幼稚園を含む。以下同じ。）では、学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する安全教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るために学校において防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的な実施に努める。

(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図

る。

2 社会教育

市は、PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

3 市及び防災関係機関における教育

市及び防災関係機関は、職員が一丸となって組織的に防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を推進するため、研修会等を通じて必要な知識や心構えなどを教育する。

第4 防災意識調査及び災害相談対応

市は、住民の災害についての正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の事項を防災関係機関と連携の下に実施する。

(1) 防災意識調査の実施

災害に対する意識や防災への取組状況等を把握するため、防災アンケート調査を適宜実施し、防災対策に反映する。

(2) 災害に関する相談の実施

災害に対して不安を持つ市民の相談に対応するため、相談窓口を明確にする。

第3節 活動体制・救援体制の整備

■基本方針

- 大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。
- 相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮する。
- 市内には水源、ごみ処理施設、し尿処理施設等がなく、下水道はポンプアップが必要な箇所が多いなど地理的に不利な条件を多く抱えている。大規模な災害により水道及び下水道が停止し、多数の家屋が被災した場合には、飲料水等の確保、し尿の収集、解体家屋の搬出等が停滞する可能性が大きい。このため、市内の減災対策を推進することで廃棄物等の排出量を抑制し、平時から市内において水等を豊富に確保しておくこととする。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 広域応援体制の整備	総務防災課、各防災関係機関
第2 緊急輸送体制の整備	総務防災課、産業振興課、生涯学習課
第3 応急給水体制の整備	総務防災課、産業振興課、愛知中部水道企業団
第4 食料・生活物資等の確保体制の整備	総務防災課、産業振興課
第5 災害医療・保健体制の整備	保険医療課、健康推進課、東名古屋豊明市医師会、豊明市薬剤師会
第6 災害廃棄物処理体制の整備	環境課

第1 広域応援体制の整備

1 市の措置

(1) 応援協定の締結等

市（総務防災課）は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第8条、第49条の2及び同条の3の規定等を踏まえ、また、被害想定調査結果等を考慮し、効果が期待できる応援要請先を検討して協定締結等の必要な措置を講ずる。

(2) 消防応援体制の強化

県及び市（消防本部）は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上に努める。市は、緊急消防援助隊員や援助資機材を円滑に輸送するための支援車を整備し、緊急消防援助隊に登録するものとする。

また、次の消防応援活動が円滑に実施できるよう、その準備に努める。

ア 「愛知県消防広域応援基本計画」に基づく消防応援活動

イ 「緊急消防援助隊愛知県隊応援等実施計画」に基づく出動

(3) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備

市は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び

受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努める。

■防災活動拠点の種類と候補地

種類	候補地
応援隊受入拠点	農村環境改善センター
緊急消防援助隊等活動拠点	文化会館（施設、駐車場）
自衛隊活動拠点	勅使グラウンド（代替候補地：中央公園、唐竹公園）
物資集配拠点	中京競馬場、花き市場
臨時ヘリポート拠点	中央公園、勅使グラウンド、中京競馬場、花き市場

2 防災関係機関における措置

防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

第2 緊急輸送体制の整備

1 市有車両確保体制の整備

市（総務防災課）は、災害時に使用可能な市有車両について、帰庁時に燃料を確実に補給する（原則としてタンクの3／4以上）等、緊急時に迅速に対応できるよう管理を行う。

2 民間車両確保体制の整備

市（総務防災課）は、災害時のニーズに応じた形式の車両を確保できる団体・事業者を検討し、協定の締結、災害時の運用方法等の協議を進める。

3 緊急通行車両の確認手続

市（総務防災課）は、災害時の緊急輸送を円滑に行うため、県公安委員会に対し緊急通行車両及び緊急輸送車両の事前届出を行う。

4 燃料確保体制の整備

市（総務防災課）は、災害協定を締結している愛知県石油商業組合豊明支部の加盟ガソリンスタンドにおいて、緊急輸送車両やその他災害対策車両が優先して給油を受けられるように、優先給油の運用方法等を協議し、決定する。

5 物資集積拠点、臨時ヘリポート拠点の運用体制の整備

市（産業振興課）は、災害時の物資集積拠点（中京競馬場、花き市場）における、災害時の物資の受け入れ、保管、仕分け、管理、搬出等の運用方法を検討し、対応マニュアルや資機材等の整備に努める。

市（生涯学習課）は、災害時の臨時ヘリポート拠点（中央公園、勅使グラウンド、中京競馬場、花き市場）について、災害時のヘリコプターの離着陸環境を速やかに確保するための対応マニュアルや図面等の整備に努める。

第3 応急給水体制の整備

市は、大規模災害により水道の復旧が長期化し、さらに市外からの給水応援が滞る事態等を考慮し、想定される避難者数（南海トラフ地震の場合 最大で約1万9千人）の水を確保することを目標として給水体制の整備に努める。

- (1) 家庭等における飲料水の備蓄を、1人1日3リットルで7日以上確保するよう啓発する。
- (2) 集合住宅への雨水タンク設置を促進する。
- (3) 上水管の耐震工事を促進する。

第4 食料・生活物資等の確保体制の整備

市は、大規模地震時に予想される被災者に対応した飲料水、食料及び生活物資等について、現物備蓄、浄水装置による給水及び流通備蓄等により確保するよう努める。

■市の備蓄目標量

$$\text{食料の備蓄目標量} = 1.9 \text{万人}^* \times 2 \text{食} \times 2 \text{日} = 7.6 \text{万食}$$

$$\text{飲料水の備蓄目標量} = 1.9 \text{万人}^* \times 500\text{ml ペットボトル} \times 1 \text{本} \times 2 \text{日} = 3.8 \text{万本}$$

*※想定避難者数（想定南海トラフ地震による在宅等及び避難所生活者の最大値）

- (1) 現物備蓄は、避難所に保管するほか、必要に応じて備蓄倉庫の整備を行う。
- (2) 浄水装置は、小中学校、豊明高校の各避難所及び防災倉庫に整備する。
- (3) 流通備蓄については、現在協定を締結している市内の農業協同組合、生活協同組合、食品工場、スーパー等のほか、地域の生産者、その他販売業者等との協定の締結に努める。
- (4) 備蓄品目は、女性、乳幼児、高齢者や障害者等の災害時要援護者、食物アレルギー等に配慮するものとする。
- (5) その他、協定団体等から食料等を調達できない場合を考慮し、県や他市町村に円滑に支援を要請できるよう、関係機関との連絡・協力体制を整備する。

第5 災害医療・保健体制の整備

1 医療機能の継続対策

災害によりライフラインが停止した場合にも医療を継続できるように、市は市医師会に対し、市内各医療機関において次の取組みの検討を要請する。

- ア 3日分程度の電力供給が可能な自家発電装置及び燃料タンクの確保
- イ 自家用の井戸等の確保、受水槽（貯水槽）の耐震化、漏えい防止対策及び容量拡充

2 医療救護体制の強化

市は市医師会と連携し、災害時に設置する市医療対策本部の機能を強化するため、市薬剤師会その他医療関係団体との連携を強化する。

3 医療救護所の機能強化

大規模災害時にも医療救護活動を速やかに開始できるように、医療救護所設置予定施設の機能を強化する。

第6 災害廃棄物処理体制の整備

1 トイレ対策

想定南海トラフ地震における避難所生活者数は最大約1.1万人と予測され、避難所においては1日あたり約1.9万リットルのし尿が発生すると予測される。また、上下水道の被災地区では水洗トイレが使用できなくなるため、在宅者のし尿対応も必要となる。

市は、想定される上下水道の被害及び避難所等で発生するし尿発生を円滑に収集・処理するため以下の対策を推進する。

■南海トラフ地震による避難所におけるし尿発生量等

災害発生 からの日数	想定避難所 生活者数	し尿排出量 ^{※1}	仮設トイレ 必要数 ^{※2}	簡易トイレ必要数 ^{※3}	
				本体	替えパック
1日後	11,429人	19,429リットル	146基	114セット	571セット／日
3日後	9,580人	16,286リットル	122基	96セット	479セット／日
7日後	7,598人	12,917リットル	97基	76セット	380セット／日
1ヶ月後	3,680人	6,256リットル	47基	37セット	184セット／日

※1 1人1日あたり1.7リットルで算定。

※2 1基当たり400リットル、3日に1回の収集で算定。

※3 本体は100人当たり1セット、替えパックは1日に20人当たり1セットで算定。

(1) 仮設トイレ等の確保

現在、各避難所等に簡易トイレ（ワンタッチトイレ等183セット、ワンタッチトイレ用替えパック230セット）を配備している。

今後、避難所における想定排出量、回収計画、上下水道の復旧日数及び在宅者のし尿回収を考慮し、次の取組みを推進する。

- ア 家庭（特に集合住宅等）や事業所に、大規模災害時における水洗トイレの使用中止措置、凝固型の非常用トイレの備蓄（最低7日分以上）を啓発する。
- イ リース会社等と仮設トイレの災害協力協定を強化する。
- ウ 避難者数及びし尿収集頻度を考慮し、避難所等に配備する仮設トイレ及び替えパックを増強する。
- エ し尿収集の停滞等を考慮し、固液分離方式災害用トイレや自己処理型トイレの確保を検討する。
- オ 下水道の被災リスクが低い地区については、マンホールトイレ等の活用を検討する。

(2) 収集・処理体制の確保

東部知多衛生組合、同組合の構成市町（大府市、東浦町、阿久比町）と連携し、家庭からのし尿をごみとして回収する方法、避難所等のし尿の収集・処理体制を検討するとともに、協力体制、収集ルート、実施計画等の整備に努める。

2 震災廃棄物対策

想定南海トラフ地震における被災建物によるがれき発生量は約13万m³と予測され、これを一度に仮置きする場合、約5.2haの空地が必要となる。

市は、想定されるがれきを円滑に処理するため以下の対策を推進する。

■南海トラフ地震によるがれき発生量予測値

可燃物	不燃物	合計体積	仮置き面積
53,830 m ³	77,336 m ³	131,166 m ³	52,466 m ²

(注) 仮置き面積は、積み上げ高5m、通路等の割合50%で算定

(1) 仮置場の確保・整備

想定されるがれき発生量を考慮し、また、候補地周辺の環境に配慮して仮置場予定施設を確保する。なお、市有地のみで仮置場を確保することは困難なため、民有地等の借り上げ等も検討する。

また、予定施設について災害時の機能（一時保管、分別、破碎・選別等）、運用体制、環境対策等を検討し、運用マニュアルや資機材等の整備に努める。

■仮置場予定施設の状況

施設名	面積	備考
豊明終末処理場跡地	約7,477 m ²	

(2) 収集・処理体制の確保

東部知多衛生組合、同組合の構成市町（大府市、東浦町、阿久比町）と連携し、がれき等の運搬、処理体制を検討するとともに、協力体制、実施計画等の整備に努める。

なお、県内すべての市町村と一部事務組合（衛生組合）が締結した一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書により県内の相互応援が可能となっているほか、市とトヨアケユニティ（株）が締結した「災害廃棄物の収集運搬の協力」及び市と愛知県産業廃棄物協会が締結した「災害時における廃棄物の処理等」の協定により協力体制を確保している。

第4節 建築物等の安全化

■基本方針

- 建築物の構造上の安全性は、建築基準法等により高い水準が確保されているが、防災上重要な公共施設は、より強い地震に対する耐震性を確保するよう努める。
- 地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図る。
- 建築物等の被害を軽減するため、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。
- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上不可欠であり、災害復旧の根幹となるため、事前の予防措置を日頃から効果的に推進する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 建築物の耐震化促進	都市計画課、消防本部、県尾張建設事務所
第2 交通・ライフライン 関係施設等の整備	総務防災課、産業振興課、都市計画課、土木課、消防本部、県尾張建設事務所、名古屋国道事務所、中日本高速道路(株)、名古屋鉄道(株)、中部電力(株)、東邦瓦斯(株)、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、愛知中部水道企業団
第3 文化財の保護	生涯学習課

第1 建築物の耐震化促進

1 県及び市における措置

(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るために、「第2次豊明市耐震改修促進計画」（以下、「耐震改修促進計画」という）」に基づき、昭和56年5月31日以前の建築基準法適合（以下、「旧基準」という）の建築物において、建築物の耐震性向上を推進する。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という）で規定する通行に障害をきたす建築物に対しては、その耐震性の向上を推進する。

(2) 耐震改修促進法の適正な施行

不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の旧基準特定既存耐震不適格建築物に耐震診断結果の報告義務及び、住宅や小規模な建築物も含めた全ての旧基準特定耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した耐震改修促進法の適正な施行に努める。

また、耐震改修促進法に基づき、地震で建築物が倒壊することによる緊急輸送道路や耐震改修促進計画の定めによる地震発生時に通行を確保すべき道路（以下、避難路等という）の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化を取組むべき避難路等を指定した場合、所有者、管理者等（以下、所有者等といふ）に対して、耐震改修促進計画で定める報告期限までにその沿道に所在する道路を閉塞する可能性のある旧基準特定既存耐震不適格建築物の耐震診断の実施及び結果の報告を義務づける。

2 耐震改修促進計画の推進

(1) 県は、旧基準特定既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認

定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努める。

また、「愛知県建築物耐震改修促進計画」に基づき、地震で建築物が倒壊することによる避難路等の閉塞を防ぐために優先的に耐震化を取組むべき道路として指定する路線（下記(2)枠内①参照）の沿道建築物の所有者等に対して、報告期限（平成31年3月31日）内に耐震診断の実施と結果の報告を指導する。

- (2) 市（都市計画課）は、耐震改修促進法に基づき策定した耐震改修促進計画を推進し、総合的な旧基準既存建築物の耐震性の向上を図る。

また、耐震改修促進計画に基づき、地震で建築物が倒壊することによる避難路等の閉塞を防ぐために優先的に耐震化を取組むべき道路として指定する路線（下記枠内②参照）の沿道建築物について、報告期限内（未定）に耐震診断の実施と結果の報告を指導する。

■指定路線

県指定第一次緊急輸送道路（国道1号、国道23号）

- (3) 県及び市は、学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、意向調査、パンフレット配布、広報紙、ホームページへの掲載などにより普及・啓発する。

3 公共建築物の耐震性の確保・向上

市（都市計画課）及び防災関係機関は、耐震改修促進法に規定する病院、学校、駅等多数の人が利用する特定建築物その他の防災上重要な建築物について、耐震性の向上を図るため、必要に応じて県に指導・助言を求める。

4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進

市（都市計画課）は、県が実施する次の支援措置等を活用し、旧基準住宅などの耐震改修の促進を図る。

また、ブロック塀の倒壊、家具の転倒、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの閉じ込め、宅地や擁壁の崩壊などに対する対策を推進する。

■県の支援措置

支援目的	支援内容
民間住宅の耐震診断・耐震改修促進	○旧基準住宅を対象に耐震診断を実施する市に対する耐震診断費補助事業への助成 ○市が実施する耐震改修費補助事業への助成
民間木造住宅の減災化施策の促進	○旧基準木造住宅を対象に市が実施する減災化促進に関する補助事業への助成
特定耐震不適格建築物の耐震診断・耐震改修の促進	○市が実施する耐震診断費補助事業への助成 ○耐震改修促進法に基づく耐震診断結果の報告義務がある建築物に対する市の耐震診断又は耐震改修費補助事業への助成 ○愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の災害軽減システムの研究成果の普及
住宅等地震対策普及啓発の推進	○県作成の建物等のわかりやすい補強方法等を記したパンフレット・リーフレット等の活用

5 高層建築物の防災対策

市（消防本部）は、11階建以上又は高さ31mを超える高層建築物について、消防機関の立入検査強化をはじめ、現行消防法に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の励行について指導の強化に努める。

6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

(1) 応急危険度判定士の養成等

市（都市計画課）は、建築士等を対象とした県の判定士及び判定コーディネーター養成講習会に参加し、その養成に努める。

(2) 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進

市（都市計画課）及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会を活用し、県内市町村との相互支援・判定体制の確立に協力する。

第2 交通・ライフライン関係施設等の整備

災害時に交通やライフラインの機能を確保し、安全を確保するため、各施設の防災性の確保に努めるとともに、各種施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずる。

1 道路施設

各道路管理者（土木課、尾張建設事務所、名古屋国道事務所、中日本高速道路（株））は、相互に連携して以下の対策を推進する。

(1) 地震対策

ア 道路・橋りょう等の整備

(ア) 災害に強い道路ネットワークの整備

災害発生時にも、経済活動や市民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動等の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送機能を確保するため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。

(イ) 道路橋等の耐震性の向上

新たに橋りょう等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

既設橋りょう等については、複断面の高架橋、跨線橋、跨道橋や緊急輸送道路等の緊急性の高い橋りょうから、橋脚の補強、落橋防止装置を順次整備する。

(ウ) ライフライン共同収容施設の整備

災害時において、電気、電話、ガス、上水道等のライフケーブルの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフケーブルの共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

イ 緊急輸送道路の指定

災害直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路をあらかじめ次の区分で指定する。

第1次緊急輸送道路 (県指定)	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次緊急輸送道路 (県指定)	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
市指定緊急輸送道路	県指定の緊急輸送道路を補完するとともに避難所等への物資の供給や緊急車両等の交通の確保を図る道路

ウ 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定

第1「2 耐震改修促進計画の推進」に定める。

エ 応急復旧作業のための事前措置

地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。

具体的には、次の事項について事前措置を講ずる。

(ア) 地元協定業者の協力確保

(イ) 復旧資機材の確保

(2) 風水害等対策

ア 交通施設の整備及び防災構造化

幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等交通施設の整備と防災構造化を推進する。

また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

イ 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導

浸水時のマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等、転落防止の安全性の向上を図るとともに、占用者に対して必要な指導を実施する。

2 交通安全施設等

県警察は、以下の対策を推進する

(1) 交通管制センター及び信号機

地震に対してその機能が保持できるように耐震対策を講じる。

(2) 信号機電源付加装置

緊急交通路の主要交差点を重点として、信号機電源付加装置を整備する。

(3) 可搬式信号機

信号柱が倒壊した場合などに使用するため、可搬式信号機を警察署等に配備する。

(4) 交通情報収集・提供機器

緊急交通路の機能を確保するため、交通規制情報、う回ルート情報等を提供する道路交通情報提供機器の整備を図る。

(5) 交通規制用資機材

緊急交通路の確保等の際に使用する交通規制表示板等必要な資機材の増強、整備を図る。

3 鉄道

名古屋鉄道(株)は、以下の対策を推進する。

(1) 地震対策

ア 構造物の耐震性

古い構造物について、機会あるごとに最近の耐震設計に合うよう改良に努め、耐震性の強化を図る。

イ 鉄道施設等の点検巡回

地震も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で技術係員による定期的な点検、巡回を行うとともに、災害発生後速やかに緊急点検を実施する。

ウ 地震計の整備充実

地震計の計画的増進を進めるとともに、列車運行の安全確保を図る。

エ 情報連絡体制の強化

被害状況の早期収集体制、点検体制の整備を図るとともに、情報を迅速に収集するため通信設備の計画的な増備・増強を図る。

オ 利用客の安全確保

異常事態が発生したときに、適切な判断に基づいた旅客の避難誘導ができるようマニュ

第2章 災害予防計画

アルの作成や定期的な訓練教育を行うほか、運転規制によって災害防止に努める。

カ 運転規制

異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の避難誘導ができるよう訓練教育を行うほか、運転規制によって災害の防止に努める。

(2) 風水害等対策

ア 施設の防災構造化

大雨による浸水あるいは盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施する。

イ 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

4 河川

各河川管理者（土木課、尾張建設事務所）は、以下の対策を推進する。

ア 堤防の改良、補強

地盤沈下等により堤防の機能及び強度の低下を来している部分について、堤防の嵩上げ、堤体の補強や護岸の整備に努める。

イ 水門、樋門の改築、補修

老朽化による機能低下や河川改修のネックとなっている水門・樋門について、改築・補修に努める。

ウ 背後地が低い河川の対策

背後地が低い河川については、堤防の耐震性についての調査点検を実施し、調査結果に基づき緊急度の高い箇所から必要な対策を推進する。

5 電力施設

中部電力(株)は、以下の対策を推進する。

(1) 地震対策

ア 設備面の対策

- (ア) 発・変電設備の被害防止対策
- (イ) 送・配電設備の被害防止対策

イ 体制面の対策

- (ア) 保安の確保
- (イ) 資機材等の確保体制の確立
- (ウ) 電力融通体制の確立

(2) 風水害等対策

ア 発・変電設備の被害防止対策

イ 送電設備の飛来物被害対策

ウ 配電設備の集中豪雨等対策

エ 保安の確保

6 ガス施設

東邦瓦斯(株)は、以下の対策を推進する。

(1) 地震対策

ア ガス工作物の耐震性の向上

- イ 緊急操作設備の強化
- ウ 応急復旧体制の整備
- (2) 風水害対策
 - ア ガス製造設備の浸水対策等
 - イ ガス供給設備の巡回点検
- (3) ガス事故対策
 - ア ガス製造設備の火災防災措置等
 - イ ガス供給設備の防護措置、耐火性の確保等
- (4) 防災業務設備の整備
 - ア 検知・警報設備等の設置等
 - イ 設備の緊急停止装置の設置等
 - ウ 防消火設備の整備
 - エ 漏洩拡大防止設備の整備等
 - オ 緊急放散設備の設置等
 - カ 連絡・通信設備の整備等
 - キ 自家発電設備等の整備
- (5) 災害対策用資機材等の確保及び整備
 - ア 災害対策用資機材等の確保
 - イ 車両の確保
 - ウ 代替熱源の供給体制の確保

7 上水道

愛知中部水道企業団は、県及び市と連携して以下の対策を推進する。

- (1) 地震対策
 - ア 施設の防災性の強化
 - 水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する。
 - また、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、被災時の給水拠点となる配水池等の耐震性を強化する。
 - その他、指定避難所、医療施設などの給水拠点までの管路の耐震化の確保に努める。
 - なお、県は、災害時における緊急生活必要水量を確保し、浄水場間で応急水量の相互融通が行えるよう、広域調整池及び連絡管の整備に努める。
 - イ 応急給水用資機材の点検補修
 - 給水車、給水タンク、水袋、消毒用塩素剤（次亜塩素酸ソーダ）、水質検査用器具（残塩計、PH計）等の資機材を平素から整備し、点検補修しておく。
 - ウ 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充
 - 水道施設の被災により、給水機能を継続できなくなった場合に、給水拠点、医療施設、配水池などへ水道水を供給する体制を整備する。
 - また、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、可搬式ポンプ、可搬式発電機の整備を行っていく。
 - なお、県は、市が自主防災組織単位で実施する飲料水兼用耐震性貯水槽の設置事業に対して助成制度の整備拡充を図る。
 - エ 非常時の協力体制の確立
 - 自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合に備え、県等へ応援を要請し、速やかに受入れる体制を確保する。
- (2) 風水害対策

- ア 主要施設の強風に対する安全構造化
- イ 河川区域内施設の洪水に対する安全構造化
 - 取水施設等の河川区域内施設について、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。
- ウ 浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置
 - 浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水防止構造や嵩上げ等により、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。
- エ 緊急遮断弁の設置
 - 災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ緊急遮断弁を設置する。
- オ 洪水汚染の防止措置
 - 洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。
- カ 濁度上昇に対応できる体制整備
 - 地表水を水源とする場合、濁度上昇に対応できるよう体制を整備する。

8 下水道対策

市（都市計画課）は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

(1) 地震対策

- ア 管渠施設の対策
 - 流下機能を確保することができないと予測される管渠について、順次補強する。
また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討、計画し、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。
なお、液状化のおそれのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。
 - イ ポンプ場、終末処理場施設の対策
 - 最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設について、順次補強する。
また、液状化のおそれのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。
また、地震によるポンプ場の被災や停電等により、下水の圧送が停止する事態に備え、ポンプ場の耐震改修、自家発電設備の整備、応急復旧体制の整備を推進するほか、ポンプが停止した場合のトイレ対策等について市民等に周知する。
 - ウ 緊急連絡体制の確立
 - 被害の把握や復旧のために、「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」に基づき、県内関係市町との連絡体制を確立する。
 - エ 復旧用資機材の確保
 - 復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。また、資機材の保管リストを集計・把握し、関係機関等に周知する。
 - オ 復旧体制の確立
 - 大規模地震等により、市職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材が不足する事態を考慮し、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づく中部10県4市の相互支援等の体制を確立する。
- #### (2) 風水害対策
- ア 主要施設の安全構造化
 - 主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。
 - イ 災害対策用資機材の確保

災害対策用資機材を平時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

ウ 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

9 通信施設

(1) 通信事業者の対策

西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)は、電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路のマルチ化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図る。

(2) 無線局の保守

無線局を保有する機関（市（総務防災課、消防本部）、警察、鉄道事業者等）は、災害時により確実に通信を確保できるように次の対策を推進する。

ア 局舎、装置等について、耐震性の強化に努める。

イ 衛星通信回線の設定、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。

ウ 予備電源、移動無線、可搬型無線機、携帯電話等の資機材の充実整備を図る。

エ 常時使用可能とするため、施設・装置の定期的な保守点検を実施する。

オ 休日や夜間等の防災訓練、機能の確保及び通信設備の習熟に努める。

キ 移動系無線局の配備

(3) 非常通信対策

市及び各防災関係機関は、次の対策を推進する。

ア 防災相互信用無線局の導入

災害現場に集結する各防災関係機関の無線通信を可能とする防災相互信用無線局の導入を推進する。

イ 放送事業者との連携

放送は、非常災害時における住民への情報の伝達手段として極めて有効であるので、大地震の発生等に際して、その機能を確保するため次のような対策の推進に努める。

ウ 非常通信協議会の活用

電波法第52条による非常時の特例措置等を有効活用するため、次の措置を推進する。

(ア) 非常通信協議会の拡充強化

(イ) 非常通信訓練の実施

(ウ) 非常通信訓練の総点検

エ 携帯電話の配備

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を図る体制の整備に努める。

10 農地及び農業用施設

農地及び排水機、樋門、水路等の農業用施設の管理者は、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、施設の耐震性の向上に努める。

(1) 排水機、樋門、水路等の整備

排水機、樋門、水路等について、耐震基準に適合する構造となるように施設の新設又は改修に努める。

(2) ため池等の整備

既設の農業用ため池のうち、老朽化したものや堤体又は樋管等が耐震基準に適合しないものについて、耐震改修に努める。特に、市内7箇所の警戒ため池のうち未改修のため池については、国や県のため池整備事業等を活用して早急に改修するよう努める。

(3) ため池ハザードマップの普及

第2章 災害予防計画

ため池の決壊を想定して作成したハザードマップ（大蔵池、大原池、豊明濁池、若王子池、勅使池）を住民等に周知し、浸水範囲や避難場所等を普及する。

第3 文化財の保護

市（生涯学習課）は県と連携し、次の措置を推進する。

(1) 防災思想の普及

文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、県及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

(4) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する

(5) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。

(6) 文化財及び周辺の環境整備

文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。

第5節 都市の防災性能の向上

■基本方針

- 都市計画のマスターplan等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。
- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 マスターplan等の策定	都市計画課
第2 防災上重要な施設の整備	都市計画課、土木課、県尾張建設事務所
第3 建築物の不燃化の促進	都市計画課、県尾張建設事務所
第4 市街地の整備・改善	都市計画課

第1 マスターplan等の策定

市は県と連携し、次の対策を推進する。

(1) 都市計画マスターplanの策定等

都市計画区域マスターplan及び市都市計画マスターplanにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスターplan等に基づく道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。

(2) 防災街区整備方針の策定

地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。

第2 防災上重要な都市施設の整備

市は県と連携し、次の対策を推進する。

(1) 都市における道路の整備

市街地内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有するため、市街地内の道路の計画に当たっては、地震等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

(2) 都市における公園等の整備

市街地延焼火災に対する安全性確保のため、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）の整備に努め、県広域緑地計画及び豊明市緑の基本計画に基づく特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定、都市公園の整備を推進する。

また、避難場所、避難路、救援活動の拠点、防火帯等の防災機能をもつ都市公園の整備や、遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として有効に機能する緑地の特別緑地保全地区等の指

定による保全に努める。

第3 建築物の不燃化の促進

市は県と連携し、次の対策を推進する。

(1) 防火・準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定による市街地全体としての防災性能の向上を図る。

(2) 建築物の不燃対策

防火・準防火地域以外の区域について指定された建築基準法第22条の屋根不燃区域については、木造建築物等の屋根の不燃措置や外壁の延焼防止措置を適切に指導する。

また、不特定多数の使用に供する特殊建築物等の防火上・避難上の措置の徹底を図る。

第4 市街地の面的な整備・改善

市は、老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区的地震被害等を軽減するため、土地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。

また、防災街区の整備とその他の防災対策とを関連させ、都市防災対策の総合的かつ計画的な実施に努める。

第6節 地盤災害の予防

■基本方針

- 地震により発生する地割れ・液状化やがけ崩れ等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導を行う。
- 土砂災害危険箇所や地盤沈下地域を的確に把握し、必要な防災対策を積極的に実施する。
- 液状化危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 土地利用の適正誘導	都市計画課、県尾張建設事務所
第2 液状化対策の推進	総務防災課、都市計画課、県尾張建設事務所
第3 宅地造成の規制誘導	都市計画課、県尾張建設事務所
第4 宅地耐震化の推進	都市計画課、県(建設部)
第5 被災宅地危険度判定の体制整備	都市計画課、県(建設部)

第1 土地利用の適正誘導

県及び市は、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を推進する。

また、防災アセスメント地形・地質をはじめ土地条件の実態を把握する調査を踏まえた地盤災害の予防策の検討に努める。

第2 液状化対策の推進

(1) 液状化危険度の周知

市（総務防災課）は、豊明市防災マップ（平成26年3月作成）を市民や建築主等に普及し、市内各地の液状化の可能性を周知する。

(2) 建築物における対策工法の普及

県及び市（都市計画課）は、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及に努める。

第3 宅地造成の規制誘導

(1) 宅地造成の規制

県は、市内2箇所（計1,123ha）指定された宅地造成工事規制区域における宅地造成等規制法に基づく規制措置により、地盤災害を防止する。

市は、豊明市開発行為等に関する指導要綱により一定規模以上の宅地造成開発行為を適切に指導する。

(2) 宅地危険箇所の防災パトロール

市は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督し、造成宅地の安全確保に努める。

第4 宅地耐震化の推進

大規模盛土造成地の滑動崩落対策を推進するため、県は、平成23年度に実施した大規模盛土造成地の変動予測調査（第1次スクリーニング）の結果を公表し、市民に対する大規模な盛土による造成地での滑動崩落の危険性を周知する。

市は、第2次調査として現地踏査や土質等の調査を行うとともに、県が宅地造成宅地防災区域を指定した場合には、区域内の宅地の所有者等に対する災害防止措置の勧告等の実施に努める。

第5 被災宅地危険度判定の体制整備

市は、愛知県建築物地震対策推進協議会の震後対策部会被災宅地危険度判定分科会による土木・建築技術者等を対象とする判定士養成講習会に参加し、判定士の養成・登録に努める。

また、広域的な災害時に円滑な判定活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会による地域の相互支援体制の整備に協力する。

第7節 防災施設等の整備

■基本方針

- 災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するため、防災施設及び災害対策資機材を事前に整備しておくとともに、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させる。

■対策の体系と実施機関

対 策	実施機関
第1 防災施設・設備、災害用資機材の整備	各課、各防災関係機関
第2 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	総務防災課

第1 防災施設・設備及び災害用資機材の整備

1 防災施設等の整備

災害時の救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設（物資集積拠点、防災備蓄倉庫）及び災害対策用資機材の整備に努める。また、これらの防災施設等の円滑な運用体制の整備に努める。

(1) 防災拠点施設の整備促進

市（各課）及び防災関係機関は、管理する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を円滑に行うための体制・資機材を整備する。

特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等の強化に努める。

(2) 防災中枢機能の充実

市（総務防災課）は、防災上の中枢機能となる施設（市庁舎、保健センター、総合福祉会館）及びその設備について、代替エネルギー・システムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保に努める。

(3) 浸水対策用資器材の整備強化

市（各課）及び防災関係機関は、浸水想定区域等を踏まえ、浸水のおそれがある防災施設については、浸水防止対策を講じる。

(4) ヘリサインの整備

市（総務防災課）は、ヘリコプターの円滑な運用に資するため、市役所等の屋上へのヘリサインの整備に努める。

2 地震計等の保守

(1) 地震計等観測機器の維持・管理

市（総務防災課）は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

(2) 緊急地震速報の伝達体制整備

市（総務防災課）は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

第2 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 地震対策緊急整備事業計画

市及び県が豊明市で実施する「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地震財特法」という。）に基づく地震対策緊急整備事業は、次のとおりである。

なお、施設等の整備は概ね5箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

(1) 消防用施設の整備等

市は、消防用施設及び消防用資機材の整備を行うものとする。

(2) 公立の小学校・中学校の整備

市は地震時における児童・生徒等の安全を確保し、又は避難救護活動の拠点を確保するため、施設の耐震化を進めるとともに、非構造部材の落下防止対策を推進する。

小中学校の耐震化については、平成24年度をもって、耐震化の必要が認められた38棟の改修が完了した。

2 地震防災緊急事業五箇年計画

市は、地震防災対策特別措置法（以下「地防法」という。）に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設について、地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、地震防災体制の充実を図る。

3 緊急市町村地震防災対策事業費補助金事業又は市単独事業

市は、「地震財特法」に係る地震対策緊急整備事業計画及び「地防法」に係る地震防災緊急事業五箇年計画以外に、県費補助事業及び市単独事業において緊急に整備すべき施設について、「地震対策緊急整備事業計画書」を策定し、地震防災対策の推進を図る。

なお、保育園の耐震化については平成26年度までに改修し、完了している。

第8節 火災予防・消防力の整備

■基本方針

○県及び市は消防力の強化、火災予防のための指導の徹底に努めるとともに、防災対策と防災教育の推進を図る。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 火災予防の指導	消防本部、県尾張建設事務所
第2 消防力の整備	消防本部

第1 火災予防対策に関する指導

(1) 一般家庭に対する指導

市は消防団、婦人防火クラブ、区・町内会等の各種団体を通じ、一般家庭に対して住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保など普及徹底を図る。

また、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震時ににおける初期消火活動の徹底を図る。

(2) 防火対象物の防火体制の推進

市は消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、また、その者に地震が事前予知された場合の対応も含めた震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行う。

さらに、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置を徹底する。

(3) 立入検査の強化

市は消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施する。また、常に当該区地域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険要因の排除について指導する。

第2 消防力の整備強化

(1) 消防力の整備・強化

市は、消防計画の「定員適正化計画」に基づき人員の確保を図るとともに、国の示す「消防力の整備指針」に従い消防施設の整備をはじめ、緊急消防援助隊に登録した支援車の活用、その他消防車両及び消防機械器具の拡充強化、消防水利の確保・整備等、常備消防体制の充実・強化に努める。

さらに、大規模災害発生に備え、近隣消防本部との連絡調整を図り、広域的協力体制による消防体制の促進に努める。また、消防の広域化に向けて研究を進める。

(2) 消防団の整備・強化

市は、消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律に従い、消防団員の待遇改善及び教育訓練の充実を図るとともに、消防団施設、各種防災資器材等の施設、装備の充実強化を図る。

消防団は地域防災力の中核として欠くことの出来ない代替性のない存在である。そのため若い年代、女性等の入団促進等、幅広い層へ視野を広げるとともに、消防に関する各種行事を通じてPR活動を行い消防団員の確保にあたる。

第9節 避難者・要配慮者・帰宅困難者対策

■基本方針

- 指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全確保に努める。
- 要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。
また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体との協力体制の構築を図る。
- 大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報する。また、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるように、必要な物資の備蓄等を促す。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 緊急避難場所の指定・整備	総務防災課
第2 避難所の指定・整備	総務防災課
第3 避難道路の確保	総務防災課、愛知警察署
第4 避難に関する広報	総務防災課
第5 避難計画の作成	総務防災課、防災上重要施設の管理者
第6 要配慮者支援体制の整備	総務防災課、高齢者福祉課、社会福祉課、児童福祉課、豊明市社会福祉協議会、社会福祉施設管理者
第7 帰宅困難者支援体制の整備	総務防災課

第1 緊急避難場所の指定・整備

(1) 緊急避難場所の選定

市は、災害の種類（大規模な火事、地震、洪水、土砂災害）に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

なお、大規模な火事に対応する緊急避難場所については、必要に応じて次の広域避難場所の基準により選定する。

- ア 都市大火を中心に考え、公園、緑地、グランド等の公共空地等を適當とする。
- イ 避難民1人当たりの必要面積は、おおむね2m²以上とする。
- ウ 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置する。
- エ 避難場所内の木造建築物の割合は総面積の2%未満で、散在していなければならない。

- オ 大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所とする。
- カ 大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上かつ建ぺい率5%程度、疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている場所とする。
- キ 地区分けをする場合においては町単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。
- (2) 緊急避難場所標識の設置等
緊急避難場所を指定したときは、緊急避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民への周知に努める。
- (3) 一時避難場所の確保
市は、緊急避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グランド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として確保するよう努める。

第2 避難所の指定・整備

市は、地震被害想定調査結果による避難所生活者数（南海トラフ地震の場合 最大で約1万1千人）を考慮し、避難所の確保に努める。

なお、避難対象地区の設定に当たっては、避難者が最寄りの避難所へ避難することも考慮して検討する。

- (1) 避難所の指定
災害対策基本法施行令に定める指定避難所の基準に従い、また、次の点に留意して指定する。
- ア 避難所に被災住民が一定期間滞在することを考慮し、避難者への援護措置を行いつつ、一定の生活環境を確保するため、学校及び公民館等の住民に身近な公共施設を候補として選定する。
- イ 避難者数に即した最小限の収容スペースを次の基準で確保する。また、避難所運営の事務、被災者の医療救護、要配慮者の支援等を実施するスペースを考慮する。

■避難者一人当たりの必要占有面積

1m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。

また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

- ウ 必要に応じて要配慮者等が相談等の必要な生活支援を受けられる体制等を確保した福祉避難所の選定に努める。
- エ 原則として、防災関係機関の管理諸室、医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策用の施設を指定しないこととする。

- (2) 避難所の整備
内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、指定避難所には、テント、仮設トイレ、毛布等の備蓄に努めるほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努める。

その他緊急時に有効な設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努める。

- (3) 避難所の運営体制の整備
豊明市避難所運営マニュアルを活用し、また、避難所運営委員会と連携し、各地区の実情及び避難所の施設・設備の実態を踏まえた避難所運営体制の整備を図る。
- なお、避難所では、避難所収容者だけでなく在宅避難者への支援も実施することに留意

して運営体制を検討する。

第3 避難道路の確保と交通規制計画

(1) 避難道路の通行確保

市、警察署その他避難措置の実施機関は、迅速かつ安全な避難を確保するため、通行支障要因を排除し、避難者の通行の安全を確保する体制の整備に努める。

また、大地震の発生に備え、交通規制計画の策定に努める。

(2) 避難道路の選定

市は、広域避難場所を指定した場合、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路の選定、確保に努める。

- ア 避難道路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ウ 避難道路は、相互に交差しないものとする。
- エ 浸水等の危険のない道路であること。
- オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第4 避難に関する広報

市は、住民が的確な避難行動をとることができるように、緊急避難場所、避難所、災害危険箇所等を明示した防災マップや広報紙等を作成、公表し、市民等に周知・啓発する。

なお、市では現在、地震を想定した防災マップ、洪水を対象とした洪水避難地図、ため池の氾濫を想定したため池ハザードマップを作成・公表している。

第5 避難計画の策定

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時に安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画の作成に努める。

1 市の避難計画

市は、次の事項に留意して避難計画を検討し、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。

- ア 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- イ 避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ 避難場所、避難所への経路及び誘導方法
- エ 避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- オ 避難場所、避難所の管理に関する事項
- カ 災害時における広報

2 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等の実施に努める。

- ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。
- イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関にお

いては、避難場所等の選定、収容施設の確保及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

第6 要配慮者の安全確保対策

1 社会福祉施設等における対策

(1) 組織体制の整備

施設等管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

(2) 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(5) 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

2 在宅の要配慮者対策

(1) 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

(2) 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努める。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

3 避難行動要支援者対策

要配慮者のうち、災害時に自力での避難が困難な避難行動要支援者の避難を支援するため、災害対策基本法及び避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府 平成25年8月）に基づき、また、豊明市災害時要援護者避難支援マニュアルを活用し、次の対策を推進する。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成（災害対策基本法第49条の10第1項）

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は次のとおりとする。

なお、既に整備、運用している豊明市災害時要援護者登録台帳については避難行動要支援者名簿に位置づける。

第2章 災害予防計画

- ① 75歳以上のひとり暮らし高齢者
- ② 75歳以上ののみの世帯の高齢者
- ③ 介護保険法に基づく要介護状態3以上の高齢者
- ④ 身体障がい者1級又は2級の障がい者
- ⑤ 療育手帳の交付を受けた障がい者（A判定）
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳1級の障がい者
- ⑦ その他特別の事情で避難支援を希望し、市長が認める者※
※施設入所者等を除く（④⑤⑥）

- (2) 名簿作成に必要な個人情報の入手等(災害対策基本法第49条の10第1項、第3項、第4項)
避難行動要支援者に該当する者について、市が管理している要介護認定情報、各種障害者手帳台帳等の情報を集約することとする。
避難行動要支援者名簿の記載事項は次のとおりとする。

- ① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別
- ④ 住所又は居所 ⑤ 電話番号その他の連絡先 ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

- (3) 名簿の更新（災害対策基本法第49条の10第1項）
市は、避難行動要支援者名簿を適宜更新する。

- (4) 避難支援関係者（災害対策基本法第49条の11第2項）
避難行動要支援者名簿を提供する避難支援関係者は、次に掲げる者とする。なお、名簿の提供に当たっては、本人の同意を得ることとする。

- ① 民生委員・児童委員 ② 行政区長 ③ 自主防災組織
- ④ その他市長が定める者

- (5) 名簿情報の提供における情報漏えい防止措置（災害対策基本法第49条の12）
避難支援関係者が避難行動要支援者のプライバシーを保護し、名簿情報を適正に管理するよう次の点について説明や指導を行う。

- ① 災害対策基本法による守秘義務の認識と理解
- ② 必要以上の名簿の複製の禁止
- ③ 施錠可能な場所への名簿の保管
- ④ （個人でなく団体の場合）団体内部での名簿取扱者の限定
- ⑤ 名簿の取扱状況についての市への定期報告

- (6) 円滑な避難のための情報伝達の配慮（災害対策基本法第56条第1項・第2項）
避難行動要支援者名簿を活用した円滑な避難が行われるよう、次の点に配慮した情報伝達体制の整備に努める。

- ① 高齢者や障害者等に必要な情報を迅速かつ的確に伝達できる手段や伝達内容
- ② 高齢者や障害者等が必要な情報を選択し、受信できるシステム（情報選択型の登録制メール配信サービスなど）の活用
- ③ 日常生活を支援する機器（受信メールを読み上げる携帯電話等）の活用

- (7) 避難支援関係者の安全確保（災害対策基本法第50条第2項）
避難支援関係者は、本人及び家族等の生命及び身体等を守ることを第一とし、災害の状

況に応じて可能な範囲で避難支援を行うことを前提とする。

このため、平時から避難支援関係者へ災害危険区域や被害想定等の情報を提供し、また、訓練等を通じて安全な避難支援活動ができるように指導する。

また、状況によっては避難支援関係者等が避難を支援できない可能性があることなどについて、避難行動要支援者の理解を促進する。

4 外国人等に対する対策

県、市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

- ア 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとし、多言語化を推進する。
- イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努める。
- ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

第7 帰宅困難者支援体制の整備

公共交通機関が運行を停止し、駅周辺等において自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が多数滞留した場合、緊急車両の通行障害等を引き起こす可能性がある。

このため、一斉帰宅抑制の考え方や災害初期の混乱が収まった後の安全な徒歩帰宅の方法や支援策について普及するものとする。

(1) 一斉帰宅抑制策の普及

県及び市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、企業等に周知する。また、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を啓発する。

(2) 徒歩帰宅方法の普及

市は公共交通機関、企業、学校等と連携し、市が作成・公表した徒歩帰宅支援マップ等を通勤・通学者等に周知し、徒歩帰宅ルートや帰宅支援ステーションの確認・検討を促進する。

第10節 災害調査等の推進

■基本方針

○様々な災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていく。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
災害調査等の推進	総務防災課、企画政策課

1 災害に関する調査

(1) 調査研究成果の活用

市（総務防災課）は、国や県が実施した自然・社会的条件に関する基礎調査、地震被害想定調査、地震予知に関する調査研究等の成果を活用し、本市に大きな被害を及ぼすおそれのある災害を把握して各種防災対策の充実強化を図る。

(2) 被害の軽減・都市の防災化に関する調査

市（総務防災課、都市計画課）は、市の地震被害予測調査結果（平成25年度）などを踏まえ、災害による被害を最小限に食い止めるための効果的な対策について調査・検討する。

(3) 防災アセスメント・地区別防災カルテの作成等

市（総務防災課）は、地震被害予測調査等の防災アセスメントを定期的に実施し、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベルでのきめ細かな地区別防災カルテ・防災マップの作成を推進する。

2 地籍調査の推進

市（企画政策課）は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を正確に把握し記録する地籍調査の推進を図る。

第11節 風水害予防

■基本方針

- 集中豪雨等による急傾斜地の崩壊から人命・財産を守るため、砂防事業を推進する。また、人命保護の立場から土砂災害危険箇所の周知、土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の確立、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。
- 洪水等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系一貫した河川改修を推進する。
- 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて土地の保全を図る。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 都市水害対策	都市計画課、境川流域総合治水対策協議会
第2 河川防災対策	総務防災課、土木課、県尾張建設事務所
第3 土砂災害防止対策	総務防災課、県尾張建設事務所
第4 農地防災対策	産業振興課、県尾張農林水産事務所、土地改良区

第1 都市水害対策

1 都市排水対策の推進

市は、次の都市排水対策を推進する。

(1) 公共下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する。

また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

(2) 都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。また、必要に応じて調節池等を設ける。

排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

2 総合治水対策の推進

境川流域総合治水対策協議会は境川・猿渡川流域水害対策計画を推進し、地域の持つ保水、遊水機能の確保、地域の安全な土地利用の誘導、治水施設の整備等により、境川流域の治水安全性の向上を図る。

また、特定都市河川浸水被害対策法に基づく境川流域都市浸水想定区域（平成26年7月）を市民等に普及し、都市浸水による被害軽減対策を促進する。

第2 河川防災対策

1 河川の維持・改修

河川管理者（土木課、尾張建設事務所）は、次の対策を推進する。

(1) 維持修繕

平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を進める。

(2) 河川改修

必要に応じて狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削、しゅんせつ、護岸、水制等の施工、河積の拡大等による河道の安定に努める。

また、水門等の改築、排水機場の設置などによる低地河川としての整備の実施に努める。

2 河川情報の提供

市（土木課）は、水防活動や避難活動に必要となる河川水位等の状況を把握し、また、市民等に提供するため、豊明市河川水位情報システムを適切に運用する。

3 浸水想定区域の対策

市（総務防災課）は、浸水想定区域における警戒避難体制等の整備を推進する。

(1) 洪水予報の伝達等

水防法による市内の浸水想定区域（平成26年10月現在、境川浸水想定区域のみ）について、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難のために必要な事項を本計画（風水害対策計画）に定める。

(2) 要配慮者利用施設等の対策

浸水想定区域内に次の施設がある場合、市は、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を本計画（資料編）に定める。

ア 洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を図る必要がある要配慮者利用施設（主に高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。）

イ 洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難及び浸水防止を図る必要がある地下街等

ウ 洪水時に浸水の防止を図る必要がある大規模工場等（大規模な工場その他地域経済に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模（工場、作業場又は倉庫であって、延べ面積が10,000平方メートル以上）に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設

4 水防対策の推進

市（土木課）は、重要水防区域等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な水防資機材の備蓄、水防倉庫の整備・改善に努める。

第3 土砂災害防止対策

1 土砂災害危険箇所の措置

県は、砂防事業の基礎調査で把握した土砂災害危険箇所（平成26年10月現在 急傾斜地崩壊危険箇所15箇所）について、住民等への情報提供を行う。

また、土砂災害危険箇所のうち、優先度の高い箇所から順次土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進するとともに、土砂災害防止施設の整備など災害予防上必要な措置を講ずる。

2 土砂災害警戒区域等の措置

市は、市内に土砂災害警戒区域が指定された場合（平成26年10月現在 市内1箇所）、土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備等を推進し、警戒区域ごとの警戒避難体制に関する事項を定める（資料編「土砂災害警戒区域一覧」参照）。

県は、市内に土砂災害特別警戒区域（平成26年10月現在、市内1箇所）を指定した場合、土砂災害防止法に基づく①開発行為の制限、②建築物の構造規制、③建築物に対する移転等の勧告を行う。

第4 農地防災対策

市、県及び土地改良区は、以下の対策を推進する。

(1) たん水防除事業

流域の開発等立地条件の変化によりたん水被害のおそれのある地区において、これを防止するため排水機、排水路等の新設又は改修に努める。

(2) 老朽ため池等整備事業

農業用のため池の決壊による災害を未然に防止するため、堤体補強及び余水吐、その他附帯施設の改修を推進する。

(3) 用排水施設整備事業

農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止するため、頭首工、水路等の改修に努める。

(4) 防災ダム事業

洪水による農地及び農業用施設等の被害を防止するため、洪水調節機能の賦与・増進のための農業用ため池の改修を必要に応じて実施する。

第12節 大規模事故予防

■基本方針

- 関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 鉄道災害対策	総務防災課、消防本部、名古屋鉄道(株)
第2 道路災害対策	土木課、消防本部、県尾張建設事務所、名古屋国道事務所、中日本高速道路(株)
第3 危険物及び毒物劇物等保安対策	消防本部、県(防災局、健康福祉部)

第1 鉄道災害対策

市は、大規模な鉄道災害を想定した次の対策を推進する。

- (1) 大規模鉄道災害に対処できる救急救助用資機材の整備に努める。
- (2) 大規模鉄道災害時の情報通信手段の確保及び運用・管理体制の整備に努める。
- (3) 鉄道事業者と連携し、大規模鉄道災害を想定した災害対応体制の強化に努める。

第2 道路災害対策

1 道路構造物の定期点検

道路管理者（土木課、尾張建設事務所、名古屋国道事務所、中日本高速道路(株)）は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

2 訓練及び通信手段の確保等

道路管理者、警察署及び市（消防本部）等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。

また、大規模道路災害時の情報通信手段の確保及び運用・管理体制の整備等に努める。

3 救助資機材の整備

市（消防本部）は、大規模道路災害に対処できる救急救助用資機材の整備に努める。

第3 危険物及び毒物劇物取扱施設防災計画

1 市における措置

市は県と連携し、次の対策を推進する。

- (1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査

危険物等施設に対する保安法令により立入検査の強化を図るとともに、屋外タンク等の実態を把握する。

(2) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化

危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。

(3) 消防力の強化

化学消防車等の整備等による化学消防力の強化に努める。

2 危険物等施設の所有者等の措置

危険物等施設の所有者・管理者・占有者は次の対策を推進する。

(1) 自主点検体制の確立

ア 日常の点検事項及び点検方法等あらかじめ具体的に定めておくものとする。

イ 自衛消防組織の編成を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

ウ 隣接する危険物等事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

(2) 必要資機材の備蓄

化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄に努める。

第13節 原子力災害予防

■基本方針

- 放射性物質災害が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図る。
- 核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合又は県外の原子力発電所等において異常が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図る。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 放射性物質災害予防	総務防災課、消防本部、放射線等使用事業所
第2 原子力災害予防	総務防災課、健康推進課、産業振興課、環境課、学校教育課、消防本部、県

第1 放射性物質災害予防

1 事業者の防災対策

放射線等使用施設の事業者(※)は、施設等の防災対策を実施することにより、安全管理に万全を期するものとする。

※放射線防止法対象事業所は市内3箇所（平成26年10月現在）

- ア 関係法令の遵守
- イ 盗難及び不正持ち出し防止の推進
- ウ 施設の不燃化等の推進
- エ 放射線による被ばくの予防対策の推進
- オ 施設等における放射線量の把握
- カ 自衛消防体制の充実
- キ 通報体制の整備
- ク 放射性物質を取り扱う業務関係者への教育の実施
- ケ 防災訓練等の実施

2 放射線防護対策

(1) 防護資機材等の整備

市は、必要に応じて放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備に努める。

(2) 防護資機材保有状況等の把握

市は県及び愛知労働局と連携し、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の把握に努める。

(3) 被ばく医療機関の把握

市は県と連携し、放射線被ばく者の対応が可能な医療機関（(独法)放射線医学総合研究所（千葉市稻毛区）等）と連絡先を把握する。

3 放射線災害に関する知識の習得及び訓練等

市及び防災関係機関は、放射性物質に関する基礎知識、参考資料等を収集、習得とともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努める。

第2 原子力災害予防

1 専門家の派遣要請の手続きの確認

市（総務防災課、消防本部）は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合に、必要に応じ国に専門家の派遣を要請するための手続きをあらかじめ確認しておく。

2 避難所等の確保

市（総務防災課）は、国等の指示による屋内退避、避難誘導等に対応する避難所の確保に努める。

避難所は、放射性プルームによる被ばくを低減するため、地震による崩壊の危険性が少なく、気密性の高い施設を選定し、放射性物質の流入防止対策を検討しておくものとする。

また、一時的に避難するための退避所施設の確保に努める。

3 健康被害防止に係る整備

県は、スクリーニング及び人体の除染を迅速に行えるよう、実務主体の調整を図る。

4 風評被害対策

市（総務防災課、産業振興課）は県と連携し、原子力災害により想定される次の風評被害対策を推進する。

- (1) 原子力災害による風評被害等を未然に防止するため、国、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少の未然防止のため、平常時からの的確な情報提供等に努める。
- (2) 農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、日頃から具体的かつわかりやすく明確な説明に努める。
- (3) 原子力災害時の的確な行動を普及し、風評被害等を軽減するため、「6 原子力防災に関する知識の普及・啓発」に定める知識を市民等に普及、啓発する。

5 市民等への的確な情報伝達体制の整備

市（総務防災課、環境課）は、住民の的確な行動につなげるため、正確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、下記の事項について県が開催する研修等への参加を促進する。

- ア 原子力防災体制、連絡体制及び組織に関すること
- イ 原子力発電所等の概要に関すること
- ウ 原子力災害とその特殊性に関すること
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- オ モニタリング実施方法及び機器に関すること
- カ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- キ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ク その他緊急時対応に関すること

6 原子力防災に関する知識の普及・啓発

市（総務防災課、学校教育課）は、市民等に対して原子力災害や放射線等に関する次の事項についての正しい知識（下記の項目）の普及、啓発に努める。また、学校等においても防災教育の充実に努める。

- ア 放射性物質及び放射線の特殊性に関すること
- イ 原子力災害とその特殊性に関すること
- ウ 県、市及び原子力事業者が講じる対策の内容に関すること
- エ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること

7 原子力防災業務関係者の研修

市（総務防災課、環境課、消防本部）、防災関係機関は、原子力防災業務関係者向けの研修への参加に努める

8 原子力防災に関する情報伝達訓練等

市（総務防災課、消防本部）は県と連携し、必要に応じて原子力防災に関する情報伝達等の訓練に努める。